

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

ご利用者様及び従業者等（以下「ご利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- 1) 発生状況の把握
- 2) 感染拡大の防止
- 3) 医療措置
- 4) 区市町村への報告
- 5) 保健所及び医療機関との連携

3. 感染対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時におけるご利用者様及びご家族等への適切な対応を行うため、感染対策委員会を設置する。

- 1) 本委員会の運営責任者は感染対策委員長とします。
- 2) その他の委員は、別表「感染対策委員会 委員会概要・名簿」のとおりとします。
- 3) 他の委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- 4) 会議の実施にあたっては、オンライン会議システム（ZOOM など）を用いる場合があります。
- 5) 感染対策委員会は、6 か月に 1 回以上、必要な都度、委員長が招集します。
- 6) 感染対策委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

<協議内容>

- ・事業所内感染対策の立案に関すること
- ・指針・マニュアル等の整備・更新に関すること。
- ・利用者及び従業者の健康状態の把握に関すること。
- ・感染症発生時の措置（対応・報告）に関すること
- ・研修・教育計画の策定及び実施に関すること
- ・感染症対策実施状況の把握及び評価に関すること

4. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修を次のとおり実施する。

- 1) 定期的な研修（年2回以上）及び新規採用時の感染対策の基礎知識研修
- 2) 必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

5. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、ご利用者様及びご家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は 2023年6月1日より施行する